



e-MARTIS

航路通報等Web受付サービス

通報手続きをスマートに



海上保安庁

航路通報等Web受付サービス（e-MARTIS）の運用開始について

令和8年7月1日より、海上交通センターへ通報する海上交通安全法に基づく航路通報及び港則法に基づく事前通報が、Webサイトで可能となります。

通報手続きの迅速化と利便性向上を目的としており、場所を問わずご利用いただけるサービスを是非ご活用ください。なお、これまでの方法（電話・メール等）も引き続きご利用いただけます。

e-MARTIS 導入のメリット

こんなお悩みありませんか？

- × 事前に入航可能時間を確認できず、電話で何度もやり取り
- × 同じ船の通報なのに毎回ゼロからメール作成
- × 指示書を受け取るまで事務所でメール待ち



Web化で解決！

- 事前に入航可能時間を、オンラインで確認
- 通報履歴から簡単作成
- 通報後すぐ受付完了、指示書を速やかに交付 ※
- 場所を問わず、通報から指示書受け取りまで完結

※ 通報内容等により、確認にお時間をいただく場合があります。

ご利用までの流れ

令和8年6月24日より順次受付開始

1

利用申込

通報先へ利用希望を連絡（電話・メール）

2

規約確認

送付される利用規約を確認

3

情報入力

専用フォームで規約同意、情報登録

4

利用開始

IDの発行を受け、利用開始

よくあるご質問

利用料金はかかりますか？

e-MARTISの利用料は無料（通信料等除く）です。インターネット接続環境があれば、どなたでもご利用いただけます。

e-MARTISが対応している通報先はどこですか？

東京湾（鶴見・川崎・横浜を除く）、伊勢湾、大阪湾、関門海峡海上交通センターに対する航路通報及び事前通報が対応しています。

他の海上交通センターへの導入予定はありますか？

現在、他の海上交通センターへの導入も随時検討しております。

サービスが利用できない場合はどうすればいいですか？

当該海上交通センターに連絡をお願いします。また、電子メール等の代替手段にて通報をお願いします。

○問合せ先

- ・ 東京湾海上交通センター 045-225-9140 jcg3-tokyowan-kouro@ki.mlit.go.jp
- ・ 伊勢湾海上交通センター 0531-34-2443 jcg4-isewan-8d3m@ki.mlit.go.jp
- ・ 大阪湾海上交通センター 078-302-7611 jcg5-osakawan-3e6u@ki.mlit.go.jp
- ・ 関門海峡海上交通センター 093-372-0090 jcg-7kanmon-jizentsuho@gxb.mlit.go.jp



詳細はHPまで